

for immediate release
04 July 2003

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における電力買取に関する公開質問状

代表 飯田哲也

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F
phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3358-5359

時下、ますますご清祥のことと存じ上げます。

わたくしたち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、自然エネルギー促進のために、政策提言を行っている環境 NGO のネットワークです。

今年 4 月から施行されました「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、新エネルギー利用特措法)により、電力各社に対し、2010 年までに全供給電力の 1.35%にあたる新エネルギーの供給義務が課せられました。東北電力におかれても、義務達成のための努力が進められていることと存じます。

わたくしたちは、新エネルギー利用特措法の成立過程全体を通じ、審議会での意見表明を含めて、自然エネルギーを推進するためにあるべき法制度の姿に関して検討を重ねてきました。法の施行数ヶ月を経て、風力、バイオマス(ゴミ発電に含まれる換算分をのぞく)、太陽光、地熱、中小水力などの自然エネルギーの現状を鑑みると、当初から懸念していたおりに市場の流動性が全く確保されていません。このままの状態が続けば、少なくとも制度設計の見直しが見込まれる 3 年間は、日本における自然エネルギーの普及は頭打ち状態となるでしょう。

現行制度は、系統連系を始めさまざまな問題を抱えていますが、電力会社と自然エネルギー発電者間の取引に関して、特にわたくしたちが懸念を抱いているのは、以下の点です。

各電力会社共通

1) 「電気のみ」の価値」の算定根拠について：

新エネルギー利用特措法施行以降、自然エネルギー発電者に対し、「電気のみ」の価格か「新エネルギー利用相当分+電気のみ」の価格に上乗せした価格」を選択して各社と契約するかの二者択一が迫られている。風力発電の長期購入メニュー(入札であるか否かにかかわらず)あるいは、非商業用風力・太陽光のための余剰電力購入メニューにおける今までの購入価格は、新エネルギー利用相当分と電気のみ」の価格の二つが合わさったものであったと考えると、電力各社がベースラインの取引価格であるとしている「電気のみ」の価格」に関して、その算定根拠が一切説明されていないのは、公益性ある自然エネルギーの価値を考えた場合、また、通常の取引における市場の透明性から考えても、説明責任に著しく欠けるのではないかと、「電気のみ」の価格」の算定根拠を明らかにされたい。

東北電力株式会社宛

2) 2,000kW 未満の風力発電に対する抽選実施の根拠について：

特に貴社におかれては、2,000kW 以下の風力発電を対象として、電気部分しか購入しないという条件の下、今後 3 年間全体で 10,000kW という枠を設け、5 月 20 日に抽選を実施、約 6 倍にあたる 58,350kW もの応募が殺到したと聞いている。貴社は「風力発電については、系統への影響を勘案しながら受入れを行う必要があることから、原則として、随時受入れは行わず、受入れ量を示して募集いたします」などと説明をしているが、電圧変動などの局所的影響はすでに系統連系ガイドラインで解決済みであり、周波数変動などの広域的影響は、東京電力の系統と連系されている貴社では生じないはずと考える。また、同時に、あくまで新エネルギー利用相当分を購入しないのであれば、規模による制限は必要とは思えず、貴社は、系統連系協議によって可能とされる風力発電を受け入れるべきではないかと考える。

貴社が「規模を限定し、枠を設け、抽選を行うこと」を担保する理由とその根拠を明らかにされたい。

北海道電力株式会社宛

2) 「25万kW制限」の根拠に関する詳細説明について：

貴社におかれては、貴社管区内の風力発電に対する系統容量を25万kWと定め、貴社ウェブ・サイトなどで、系統容量制限の妥当性について説明を試みている。しかし、この情報だけでは、風力導入潜在量300万kWとも500万kWともいわれる北海道全体の導入量が、現時点で25万kWであるという合理的な説明になっていない。貴社の判断が妥当であるとするなら、第三者が検証可能となるように、社会的な説明責任を果たすべきであり、さらに詳細な報告書を提示して頂きたい。

3) 「25万kW制限」の妥当性に関する途中検証について：

さらに2)と関連して、「25万kW制限」が公表された時点で、すでに貴社管区内では10万kW程度の風力発電が運転を開始していたと認識している。制限の40%にあたる風力が導入されていたわけであり、当然なんらかの系統への影響が検証されていたと考えるが、それら風力発電の系統への影響を当該説明資料によって検証した結果について、詳細な説明をお願いしたい。

4) 2003年4月16日に実施された8万kW枠抽選に関して：

貴社が25万kW制限最後の枠として、今年4月16日に実施した抽選では、抽選方法と抽選者の間に、不公平な対応が見られたとして、風力発電事業者協会からも批判書が公表されている。北海道の風力資源の重要性を鑑みると、枠が制限されている事以外にも、貴社の風力発電導入には慎重な対応が望まれる。今回このような批判を受けるに至った経緯について、抽選開催説明会の方法、抽選方法の決定、当日の様子などについて、説明されたい。

新エネルギー利用特措法を有効に機能させる目的のもと、自然エネルギーを市場に流通させるための条件に関し、買い手である電力各社に対してこの公開質問状をお送りしています。お忙しいところ大変恐縮ですが、上記の点に関し、是非誠意あるご回答をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

* なお、誠に勝手ながら7月31日までにご回答頂ければと存じます。